

(参考)

事務連絡
令和4年12月 日

生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付
償還（返済）開始されている、または開始になる皆様へ

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付金償還（返済）猶予について

先般、償還開始のご案内をさせていただいたところですが、令和4年10月28日、厚生労働省において、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援として、一部制度改正がなされたことを受けまして、下記のとおり償還（返済）猶予の取扱いを実施することといたしました。

つきましては、償還（返済）猶予を希望される場合は、同封しております別紙「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書」（以下、「償還猶予申請書」という。）及び添付書類を下記までご送付いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、申請いただいた後、本会にて審査し、結果について通知させていただきます。

記

1. 対象となる緊急小口資金等の特例貸付の資金種

- ①緊急小口資金特例貸付
- ②総合支援資金特例貸付（初回貸付）

2. 償還（返済）猶予期間

償還（返済）猶予の決定を受けた日から1年間となります。

※償還（返済）猶予とは、償還（返済）が開始される日を延ばす、もしくは償還（返済）が開始されている場合は、償還期限を延ばすこととなります。

※償還（返済）免除とは異なります。

※償還（返済）猶予の開始は、償還（返済）猶予の決定月の翌月から開始されます。

※裏面に参考例を記載していますので、ご確認ください。

3. 償還（返済）猶予の要件 ※以下の①～⑥のいずれかに該当することが要件となります。

- ①地震や火災等に被災した場合
- ②病気療養中の場合
- ③失業または離職中の場合
- ④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合
- ⑤自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還（返済）猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合
- ⑥上記と同程度の事由により、償還（返済）することが著しく困難である場合

※岡山県社会福祉協議会会長が認める場合に限る。本会による面談等を行います。

申請される際は、申請書と一緒に、該当する要件が確認できる書類を添付していただきます。

確認できる書類については、償還猶予申請書裏面に記載しています。

対象となる方へ、お名前等を入力した
内容の申請書を送付しております。
※申請に使用できません。

借受人氏名	
関係者コード	
受付日	
R 年 月 日	

生活福祉資金貸付金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書

以下の【同意チェック欄】のすべてを確認の上で、下記のとおり償還猶予を申請します。

【同意チェック欄】 アからエの同意チェック欄にチェック (☑) を入れてください。

- | | | |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> | ア | 本貸付制度の償還（返済）猶予が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的とし、私の個人情報を提供することに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | イ | 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、自治体その他の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。 |
| <input type="checkbox"/> | エ | 審査の結果、猶予不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。 |

令和	年	月	日
借受人氏名（署名）			
電話番号			

岡山県社会福祉協議会会長 殿

※日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。

資金種類	①緊急小口資金特例貸付	貸付コード	KA KA KA KA
	②総合支援資金特例貸付（初回貸付）	貸付コード	SX

上記の資金種（貸付コードに記入がある資金種を借りられています）が、1年間猶予されます。

以下の申請理由のいずれかに☑をつけてください。

申請理由	<input type="checkbox"/>	① 地震や火災等に被災した場合
	<input type="checkbox"/>	② 病気療養中の場合
	<input type="checkbox"/>	③ 失業または離職中の場合
	<input type="checkbox"/>	④ 奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合
	<input type="checkbox"/>	⑤ 自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還（返済）猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合
	<input type="checkbox"/>	⑥ 上記と同程度の事由により、償還（返済）することが著しく困難である場合※ ※都道府県社会福祉協議会会長が認める場合に限る。面談等を実施します。

①～⑤の理由により償還猶予の申請をされる場合は、その理由が確認できる資料（裏面に記載しています）を添付する必要があります。

申請理由における添付資料について

①地震や火災等に被災した場合

- ☞ 地震の場合、自治体から発行される「罹災証明書」、もしくは「被災証明書」※コピー可
- ☞ 火災の場合、消防署から発行される「罹災証明書」※コピー可能

②病気療養中の場合

- ☞ 療養中であることがわかる、病院等から発行される「診断書」や「病状証明書」※コピー可
※申請時点で、療養中と証明できる発行日や診断内容のもの

③失業、または離職中の場合

- ☞ 税務所や自治体から発行される「廃業届（控え）」や「廃業届証明書」 ※コピー可
- ☞ 会社から発行される退職証明書、もしくは「離職票」 ※コピー可

④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合

- ☞ 申請時点で、借入金の償還（返済）猶予を受けていることがわかる書類 ※コピー可

⑤自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還（返済）猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合

- ☞ 「自立相談支援機関の調査意見書」原本 ※同封しておりません。
自立相談支援機関に相談し、自立相談支援機関が作成（押印、もしくは受付印必須）されたものになりますので、まずは、お住まいの市町村を担当する自立相談支援機関（同封資料参照）に、連絡してください。※岡山県外にお住まいの場合は、下記「償還事務処理センター」へご相談ください。

⑥上記と同程度の事由により、償還（返済）することが著しく困難である場合

- ※岡山県社会福祉協議会会長が認める場合に限ります。本会による面談等を行います。
- ☞ 本会より電話連絡させていただき、面談等の実施にともなう調整をいたします。

質問 1. いつの時点の資料を提出すればよいのですか？

回答 1. 貸付決定（送金）以降の日付の資料を提出願います。

※②の場合は、申請時点で療養中と証明できる発行日や診断内容のもの

※④の場合は、申請時点で借入金の償還（返済）猶予を受けていることがわかる書類

質問 2. 猶予される期間はどれくらいですか？また、償還（返済）することもできますか？

回答 2. 猶予される期間は1年です。猶予されている間に償還（返済）ができることになった場合、償還（返済）は可能ですので、以下までご相談ください。

お問い合わせ先 : 岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター
申請書等送付先 ☎ 050-5526-9479（平日9:00-17:00）